相模原市地域生活支援拠点等コーディネーター業務に係る事業計画審査基準

【１次審査　書類審査基準（４０点）、２次審査　プレゼンテーション審査基準（６０点）合計１００点】

Ⅰ　書類審査基準（４０点）

１　事業実績（３点）

本市において指定計画相談支援事業の提供実績があるか。

３点	市内で指定計画相談支援事業の提供実績がある。
０点	市内で指定計画相談支援事業の提供実績がない。

２　行政指導について（１５点）

行政指導の状況から、本事業の設置主体として問題がないか。

１５点	過去６年間、勧告を受けていない。
１０点	過去６年間、勧告を受けたが勧告に係る改善措置をとっている。
０点	過去６年間、勧告を受けたが勧告に係る改善措置をとっていない。

３　法人の経営状況（１０点）

事業計画に記載する業務を実施する上で、法人の経営状況が良好であり、継続性に問題がないか。

１０点	法人の経営状況が良好であり、充分に継続が可能。
５点	法人の経営状況は赤字であるが、継続は可能。
０点	法人の経営状況が赤字であり、継続が難しい。

４　配置予定の地域生活支援拠点等コーディネーターの資格および経験（１２点）

（１）保有資格や研修の終了状況、相談支援や地域移行に係る支援等の実績が十分であるか（７点）

※資格は、「主任相談支援専門員、現任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、その他資格」を取得しているか、研修の修了状況は「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従事者養成研修、医療的ケア児コーディネーター養成研修、高次脳機能障害支援者養成研修、精神障害者地域移行・地域定着支援関係研修、障害者虐待防止・権利擁護研修、その他」を終了しているかで評価する。

７点	相談支援や地域移行に係る支援に必要な資格を４以上保有しており、研修の受講を５以上受講している。
５点	相談支援や地域移行に係る支援に必要な資格を２以上保有しており、研修の受講を３以上受講している。
２点	相談支援や地域移行に係る支援に必要な資格を１以上保有しており、研修の受講を１以上受講している。
０点	相談支援や地域移行に係る支援に必要な資格を所持していない。

（２）相談支援や地域移行に係る支援等の実績があるか（５点）

※実績は、「障害者自立支援協議会への参画又は運営の実績、障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等の実績、緊急時の受け入れ調整や対応の実績、グループホームや短期入所の運営や支援に関する実績、障害福祉に係る専門的な人材育成や研修に関する実績」を評価する。

５点	相談支援や地域移行に係る支援等の実績が５つある。
３点	相談支援や地域移行に係る支援等の実績が３つ以上ある。
２点	相談支援や地域移行に係る支援等の実績が１つ以上ある。
０点	相談支援や地域移行に係る支援等の実績がない。

Ⅱ　プレゼンテーション審査基準（６０点）

１　基本事項（３０点）

（１）地域生活支援拠点等の機能・役割を明確に把握しているか。

（２）指定計画相談支援事業所として拠点整備に取り組む意向があるか。

（３）緊急時に対応できる体制が整備されているか。

（着眼点）

- 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他の必要な支援を行う機能が必要であることを理解しているか。
- 緊急事態に支援が見込めない世帯を事前把握する相模原市地域生活支援拠点等の仕組みを理解できているか。
- 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能を理解しているか。
- 相模原市地域生活支援拠点等において地域生活支援拠点等コーディネーターと障害福祉サービス、緊急一時入所、行政窓口等の支援に必要な連携やその仕組みを理解できているか。
- 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能が求められることを理解しているか。
- 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能が求められていることを理解しているか。

２　業務内容の取組（２０点）

（１）緊急時に備えた対応が具体的に示されているか。

（２）緊急時の受入れ調整に迅速に対応し、サービスの調整が可能か。

（３）地域生活への移行や地域生活の継続を図るためのサービス調整は可能か。

（４）支援機関との連携体制は具体的に示されているか。

（５）業務内容をより充実させる計画となっているか。

（着眼点）

- 緊急事態に備えて事前登録されているケースを把握し、ケース毎の課題や必要な支援をアセスメントできているか。
- 介護者不在により本人のみで自宅で過ごすことが難しい、本人の障害特性による自傷他害のリスクがあるといった緊急事態発生時に、個別に必要な適切な支援を判断し、迅速に調整することは可能か。
- 緊急一時対応後、地域生活の継続を図るために必要なサービスに繋げることが可能か。
- 行政機関、基幹相談支援センター、緊急一時入所先等との連携体制を具体的に示せるか。
- 上記について内容を充実させる計画を示せているか。

３　説明能力、取組姿勢（１０点）

（１）計画の説明は的確であるか。質問への応答は的確であるか。

（２）取組姿勢は意欲的であるか。

（着眼点）

- 地域生活支援拠点等コーディネーター業務事業計画について相模原市地域生活支援拠点等の仕組みを理解した上で説明を的確に示せているか。また、基本事項や業務内容の取組についての質問の応答は的確であるか。
- 相模原市援護の障害児者が抱える様々な課題（重度障害のある方の受け入れ先の不足、望まないセルフプランへの対策、地域移行における意思決定等）に対して、地域生活支援拠点等で取り組む姿勢があるか。